

障害者の差別解消及び権利擁護相談窓口等業務委託に係る
企画提案競技実施要項

この要項は、障害者差別解消相談業務、障害者110番運営事業業務に係る企画提案競技を実施するために必要な事項を定める。

この業務の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 委託業務名

- (1) 障害者差別解消相談業務
- (2) 障害者110番運営事業業務

2 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託料

- (1) 障害者差別解消相談業務

4,705,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

- (2) 障害者110番運営事業業務

1,934,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

この金額は契約締結に係る上限額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

5 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、(1)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 埼玉県内に事務所等を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (8) 過去2年間において、国、地方公共団体との間で、本事業と同種かつ同規模程度以上の契約を誠実に履行した実績を2回以上有する者であること。
- (9) 本事業の仕様書で定める業務について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。
- (10) その他談合等の不正行為が一切ないこと。

6 スケジュール

令和7年3月11日（火）	実施要項等の公示
令和7年3月11日（火）	質問事項受付開始
令和7年3月17日（月）午後5時まで	質問受付期限
令和7年3月19日（水）午後5時	質問への回答
令和7年3月24日（月）正午まで	企画提案書受付
令和7年3月下旬	審査結果通知

7 質問事項の受付

この実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和7年3月17日（月）午後5時まで【必着】

(2) 受付方法

ア 提出書類

質問書（別紙）

イ 提出方法

（ア）電子メールで提出すること。なお、送信後、電話で着信確認をすること。

（イ）電話による質問には応じない。

ウ 提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

電子メールアドレス a3310-01@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3310

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、埼玉県公式ホームページ（本実施要項を掲載したホームページ）で公開する。

ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

ア 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

イ 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に

密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。

ウ 質問内容によっては回答しない場合がある。

(4) 回答日時

令和7年3月19日(水)午後5時

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

なお、複数の事業への応募が可能だが、事業ごとに企画提案書を提出すること。

ア 企画提案書(様式1)

イ 「5 参加資格」のいずれにも該当する旨の誓約書(様式2)

ウ 業務受託実績調書(様式3)

エ 法人等の概要(様式4)

オ 見積書(任意様式)

(ア) 「4 委託料」に掲げる上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の範囲内で作成し、その合算額(委託料の総額)を明記すること。

(イ) 経費内訳表も併せて作成すること。なお、経費内訳表の作成に当たっては、人件費、交通費、報償費、通信費、消耗品費、その他一般経費等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全ての単価を計上すること。

(ウ) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とし、会社印、代表者印は不要とする。

(2) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出方法

電子メール

イ 提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

電子メールアドレス a3310-01@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出期限

令和7年3月24日(月)正午まで【必着】

エ その他

(ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

9 業務委託候補者の選定方法

(1) 審査

- ア 県は選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、総合的に審査するものとする。
- イ 審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- ウ 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として決定する。
- エ 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- オ 審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和7年3月下旬までに文書で通知する。なお、審査結果に関する問合せには応じない。

1 0 契約相手方の決定方法

県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取して、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、選定委員会における次順位の提案者と改めて協議を行う。

1 1 企画提案者等の情報公開

委託先候補者選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表する場合がある。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の書類の情報公開を行う場合がある。

1 2 その他留意事項

以下の場合には契約締結ができないことがある。

- (1) 予算議決時に附帯決議が付された場合
- (2) 予算執行について、何らかの条件が付された場合